

伊奈・谷和原地区

No.21

まちづくりニュース

Machizukuri News



今回の内容です



- 地区内の近況
- 仮換地の供覧の時期について
- 伊奈・谷和原丘陵部地区まちづくり図画コンクール
- シリーズ・早わかり区画整理
- お知らせ・お願い

地区内の 近況

● 地区内の近況 ●

地区内の近況についてお知らせします。

平成11年度末での一次造成工事の進捗率は約39%となる予定です。
(造成面積242haのうち一次造成約95haが完了予定)



都計道6号線付近の造成工事の状況
(谷和原村田付近)



※モジュラーチ工法による都計道5号線
BOX工事 (谷和原村田付近)

※いくつかの部材で組み立てる
アーチ状の構造物



一次造成工事の状況
(谷和原村東樋戸付近)



概成した第4調整池
(伊奈町小張付近)



第3調節池を跨ぐ橋梁下部工事:橋台2基、
橋脚3基を施工中
(谷和原村東樋戸付近)

● 仮換地の供覧の時期について ●

当事業につきましては、平成12年3月を目標に仮換地の供覧を行うことで審議会へご説明してまいりましたが、作業が予定より遅れております。現在「換地設計基準」及び「土地評価基準」に基づき、照応の原則に照らし合わせながら、皆様の仮換地がどのようなものかの換地設計作業を鋭意進めておりますので、皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

なお、平成12年の夏頃を目途に仮換地の供覧を行うべく、準備を進めていることを申し添えます。

※仮換地供覧の詳細についてはシリーズ「早わかり区画整理」に掲載されております。

伊奈・谷和原丘陵部地区の

まちづくり図画コンクール



図画コンクールの趣旨

今回のまちづくり図画コンクールは、「**こんな公園、こんな道、あったらいいな。**」をテーマに、当地区周辺に住む多くの小学生にいろいろなアイデアを募集し、今後のまちづくりの参考とするとともに、将来のまちづくりの担い手となる小学生たちの、まちづくりに対する意識や関心を高め、まちづくりに参加、協力してもらえるよう期待して、茨城県が実施したものです。

作品募集の期間・対象

平成11年12月1日～平成12年1月28日

伊奈町、谷和原村内の小学校に通学している5年生及び6年生

審査内容・結果

4つの視点から未来へのまちづくりへの希望や私たちへのメッセージ等が、将来の夢とともに語られていることを基本とし、選考の視点としました。

最終審査の結果、約400点の作品の中から最優秀賞、優秀賞、特別賞、計20点が選定されました。入賞作品については次のページに掲載されております。

4つの視点

テーマ性

独創性

構成力

表現力

審査員

〈第1次審査〉

常井 洋 一 氏

(美術教員OB)

〈最終審査〉

小柳 武 和 氏

(茨城大学都市システム工学科教授)

野中 勝 利 氏

(筑波大学芸術学系都市デザイン研究室講師)

鳴海 繁 実 氏

(茨城県土木部次長兼都市局長)

由良 亨 氏

(茨城県土木部技監兼県南都市建設事務所長)

最終審査講評

提出された400点余りの作品はいずれも力作で、各小学校の先生の指導に頭が下がるとともに、小学生たちの情熱に圧倒されました。審査にも熱が入りました。

子供たちは自分の思いのたけを絵にすることに、どうしても得手、不得手があります。しかし不得手であっても、そこに強い意図があれば、私たちは選出するようにしました。必ずしも表現技術がある(いわゆる上手な)作品だけに目を向けるのではないということです。

この図画コンクールで私たちに課せられた役割は、たとえ表現することが不得手であっても、子供たちのメッセージを読み取ることにあります。そうしたメッセージをまちづくりや計画づくりに活かすことが望まれ、かつ必要ではないか、ということが、このコンクールを開催した理由と判断できるからです。

(審査員 野中 勝利)

最優秀賞



飯島 崇行君
(谷和原村立小絹小)

「フルーツの丘(果樹園)」への導入部が、画面いっぱいに展開する力強い色使いで描かれ、あふれる希望と強い意思を感じます。果樹という季節感ある素材は自然の移り変わりをイメージでき、四季のあるオープンスペースが望まれているようです。また果樹の成育とライフサイクルが重なり合い、長時間かかるまちづくりの醸成ともオーバーラップさせます。(審査員短評)

5年生の部

伊奈・谷和原 まちづくり図

テーマ こんな公園、こ

私たちに日常生活の中で「まちづくり(公園、道路、その他)」についていろいろと考えていること、こんなものがあると良いなと思っているものなど、自由な発想のもと、思い思いに描いた作品です。



小川 翔君(伊奈町立板橋小)



稲葉 千恵さん(谷和原村立小絹小)



松田 尚子さん(谷和原村立谷原小)



森 真梨乃さん(伊奈町立豊小)



中根 育美さん(谷和原村立福岡小)

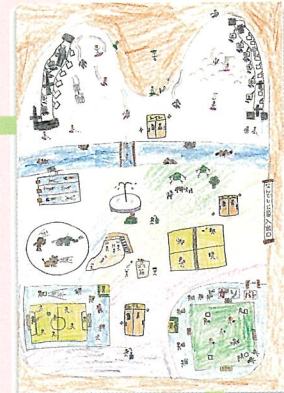
優秀賞



荒井 しのぶさん(伊奈町立豊小)



古葉 麻菜美さん(伊奈町立豊小)



小西 綾さん(伊奈町立板橋小)



豊嶋 優希さん(谷和原村立福岡小)



坂本 由布子さん(谷和原村立十和小)

特別賞

表彰作品を
是非ご覧ください

谷和原村

日時 平成
午前
(ただし)

場所 谷和

伊奈町

日時 平成
午前
(ただし)

場所 伊奈

原丘陵部地区 画コンクール

んな道、あったらいいな。

表彰式の様子



6年生の部

最優秀賞

茂木 雄三君
(谷和原村立小絹小)

木の上に隠れ小屋を設け、自分たちの世界を作りたいという希望が感じられます。さらに上に描かれた鳥の小屋は動物と人間のふれあい、すべて同じ生態系だという暗示が読み取れ、環境共生の必要性が感じられます。また見上げる視点のこの絵は、上昇志向、未来志向を表したメッセージ性の高い作品です。(審査員短評)



飯田 靖子さん(谷和原村立十和小)

優秀賞



畑本 美悠さん(谷和原村立小絹小)



山崎 匠君(谷和原村立小絹小)



田辺 舞さん(谷和原村立小絹小)



古田部 洋介君(谷和原村立小絹小)

作品の展示

下記のとおり展示しますので
ださい。

12年3月27日(月)～3月31日(金)
8時30分～午後5時
し、初日は午前11時から、最終日は午後3時まで
原村役場ロビー

12年4月3日(月)～4月7日(金)
8時30分～午後5時
し、初日は午前11時から、最終日は午後3時まで
町役場ロビー



こんな公園あったらいいな

小絹中6年4組



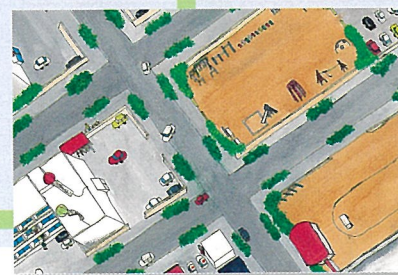
- ・年中無休
- ・入場料無料
- ・餌の持ち込み自由
- ・「動物の飼いか教室」あり
- ・飼えなくなった動物、引き取って育てます
- ・動物病院もあります

小沢 瑞穂さん(谷和原村立小絹小)

特別賞



村松 香菜さん(谷和原村立小絹小)



林原 久恵さん(伊奈町立板橋小)

● 土地区画整理事業の主な流れ ●



● 仮換地の供覧について ●

仮換地とは？

- 仮換地とは、一時的な仮の換地という意味ではなく、換地計画により定められる換地予定地をいいます。



一時的な仮の換地という意味でなく、原則として仮換地が将来そのまま権利者の皆様の土地となるものです。

また換地処分の公告の日までは、換地予定地は登記がされていないため、登記簿が書き換えられるまでの間は仮換地といいます。

仮換地の供覧とは？

- 換地設計が終わると、権利者の皆様へ仮換地の位置、地積、形状及び減歩率等の内容についてお知らせし、説明を行い、これを「仮換地の供覧」といいます。
- 「仮換地の供覧」は土地区画整合法で定められている法的行為ではなく、権利者の皆様に仮換地について理解していただくために行うものです。

● 仮換地指定と、その意義について ●

換地計画に基づいて換地処分を行うまでの間、従前の宅地に代えて換地となるべき土地の使用又は収益（土地が使える、あるいは建物が建てられる）を順次開始させて、換地処分を円滑に遂行するための手段が仮換地の指定です。

従って仮換地の指定は、将来換地となるべき土地を、換地処分前から使用又は収益をすることができることに、その意義があります。

仮換地指定までの流れ

換地設計

施行者として、地区全域の換地設計を行います。

供覧にかかる 換地設計について審議会の 意見を聴く

審議会に施行者としての換地設計の内容を説明し、意見を聴きます。

仮換地の供覧

審議会の意見を聴いた個々の仮換地を関係権利者に個別に説明します。



換地設計の 審議会諮問

換地設計について審議会に諮問し、個々の仮換地が決定します。

仮換地指定の 審議会諮問

決定した換地設計に基づき、工事等の進捗に合わせて、仮換地の指定について審議会に諮問します。

仮換地の指定

仮換地の指定通知を送付します。なお、指定の内容として、仮換地の位置、地積、仮換地の指定の効力発生日を通知します。



お知らせ・ お願い

●必ず届け出をして下さい●

住所及び氏名を変更したとき

「住所・氏名変更届」に必要事項をご記入のうえ、
ご提出下さい。

所有権などの権利が変わったとき

「所有権移転届出書」に必要事項をご記入のうえ、
ご提出下さい。

所有地を分筆したいとき

法務局に申請する前に、県南都市建設事務所まで
ご相談下さい。



事業を円滑に進めるため、土地の所有や借地の状況を常に把握しておく必要があります。そのため、住所・氏名及び
所有権などに変更があった場合には、所定の届出書により、県南都市建設事務所へ必ず提出して下さい。
提出していただかないと、今後重要な通知をお届けできなくなりますので、ご協力をお願いいたします。

届出書の用紙につきましては、
県南都市建設事務所まで
ご連絡下さい。

工事区域周辺の皆様へのお願い

当地区においては、造成工事や地盤改良工事など様々な工事が進められており、区域周辺の皆様には大変ご迷惑を
おかけしております。工事用車両の出入り等には十分注意しておりますが、工事施工箇所及びその付近は非常に危険
ですので、一般の方は立ち入らないようお願いいたします。

また、地区内において枯れ草が燃えるという事故が発生し、皆様には大変ご心配をおかけしました。今後このような
ことが起こらないよう対応していきたいと考えております。

なお、地区内及び地区周辺においても火の始末に十分ご注意くださいようお願いいたします。

ご意見・ご質問の問い合わせ先 「所有権移転届出書」「住所変更届出書」の届出書用紙の請求先

茨城県県南都市建設事務所	整備第一課 工務課	0298(59)0080
伊奈町役場	都市計画課	0297(58)2111
谷和原村役場	都市整備課	0297(52)3141

発行

茨城県県南都市建設事務所
整備第一課
〒305-0033
茨城県つくば市東新井15-2
ろうきんビル5階

発行日●平成12年3月21日